

京都府庁西側施設等管理業務仕様書

(令和8年12月～令和11年11月)

本業務の仕様書は、業務の大要を示すものであり、具体的事項については、関係法令等に従うとともに、建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとし、各種基準等に適合するよう業務を実施するものとする。

なお、業務の執行にあたっては別表1の年間計画表に従うこと。

第1 電気・機械設備運転管理等業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設全般における電気・機械設備等の日常的な運転操作及び保守管理を主な目的としているので、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 作業の実施に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ日程等について打合せを行い、府庁西側施設の業務等に支障のないよう注意しなければならない。
- (3) 府庁西側施設の清掃業務、その他設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 電気設備関係業務

(1) 対象設備

ア 高圧関係設備

責任分界点より内部の府庁西側施設構内の受変電設備

イ 低圧関係設備

府庁西側施設の電灯、コンセント、動力、直流電源及びソーラーシステムの各設備

ウ 弱電設備

府庁西側施設の電気時計、インターホン、身障者、火災報知機、入退室監視装置、自動車管制及びテレビ共聴等の各設備

(2) 日常の業務

ア 強電関係設備

(ア) 電気主任技術者の指示に基づき次の作業を行うものとする。

- a 受電用高圧回路各機器の外観点検
- b 中央監視盤各計器類の監視及び操作並びに各警報装置、継電器の点検及び操作
- c 各配電盤の各計器指示計、表示灯、積算電力計、変圧器、断路器、真空遮断器、開閉器、母線、支持物、保護継電器、接触部の過熱等の異常の有無の点検
- d 動力操作開閉器、内部機構の異常の有無の点検
- e 電灯分電盤内部機器の異常の有無の点検及び共用部照明器具（廊下、階段、便所、外灯等）の点検
- f 蓄電池の定期的放充電、電解液の補充、各部の点検及び計器備品の保管（ソーラーシステムを含む。）
- g 毎日定時間（1回）ごとの配電盤各計器等については、受電日誌に基づく測定及び点検
- h 受変電室等電気関係各室の清掃及び整理

(イ) 上記業務の記録を翌日午前9時までに報告するものとする。

イ 弱電関係設備

(ア) 設備の維持管理上、必要な日常業務を実施するものとする。

(イ) 上記業務の記録を強電関係設備と同様に報告するものとする。

(3) 故障時の措置

ア 府庁西側施設電気主任技術者又は所定の連絡先に連絡し、その指示に従って措置するものとする。

イ 緊急を要する事項は、応急措置をとるとともに電気主任技術者と協議するものとする。

ウ 事故報告書を甲の指定する職員に提出するものとする。

エ 緊急時の対応についてはあらかじめ体制表を作成し甲に提出するものとする。

(4) 光熱水費の各負担算出及び報告書の提出

ア 個別メーターの記録を測定するものとする。

イ アに係る経費について算出し報告するものとする。

(5) その他

電気設備精密点検時は必ず現場責任者が立ち合うものとする。

3 機械設備関係業務

(1) 対象設備

ア 市水給水設備

(ア) 府庁西側施設の揚水ポンプ及び受水槽、高置水槽

(イ) 府庁西側施設の配管及び給水設備

イ 井水雨水利用設備

(ア) 府庁西側施設のろ過器、薬注装置、雨水移送ポンプ、中水用揚水ポンプ、井戸揚水ポンプ及び中水高置水槽、中水副受水槽、消火水槽

(イ) 府庁西側施設の配管及び給水設備

ウ 排水設備

(ア) 府庁西側施設の排水ポンプ（雑排水水中ポンプ）及び雑排水槽

エ 空調・換気設備

(ア) 空冷ヒートポンプパッケージエアコン、マルチ型空冷ヒートポンプエアコン、ソーラエアコン、全熱交換器等の空調設備

(イ) 給・排気ファン、排煙ファン等の設備

オ 給湯ソーラー設備

(ア) 府庁西側施設の給湯用循環ポンプ、移送ポンプ及び太陽集熱板、蓄熱槽、貯湯タンク等の設備

カ 消防設備

(ア) 府庁西側施設の各消防設備

a 自動火災報知設備

b 防火排煙設備

c 屋内消火栓設備

d 泡消火設備

e 誘導灯設備

f 非常放送設備

g 消火器

h 避難器具

キ 昇降機設備

(ア) 府庁西側施設の各昇降機設備

(2) 日常の業務

ア 給水設備、排水設備

(ア) 給水量の測定、各給水栓の点検、各ポンプの運転状態の点検、雨水ろ過装置の点検（薬品補充を含む。）、その他排水枡、配管等の点検

イ 空調・換気設備

(ア) 空調設備（室外機、全熱交換器等）の運転状態の点検

(イ) フィルターの点検

(ウ) 換気設備の運転状態の点検及び運転、停止操作

ウ 給湯ソーラー設備

(ア) 各ポンプの運転状態の点検

(イ) 太陽集熱板の点検

(ウ) 電気湯沸器の点検

エ 消防設備

(ア) 各消防設備の日常維持管理

オ 昇降機設備

(ア) 運転状態の監視及び操作

カ 機械関係各室の清掃及び整理

(3) 故障時の措置

ア 所定の連絡先に連絡し、その指示に従って措置するものとする。

イ 緊急を要する事項は、応急措置をとるものとする。（軽微な修理は行うものとする。）

ウ 事故報告書を甲の指定する職員に提出するものとする。

(4) 光熱水費の各負担算出及び報告書の提出

ア 個別メーターの記録を測定するものとする。

イ アに係る経費について算出し報告するものとする。

4 その他

(1) 各室の入退室の管理

(2) 会議室等の入退室の管理

(3) 会議室等の可動間仕切りの管理

(4) 施設全体の機能維持と美観にも配慮して管理業務を行うこと。

(5) 必要に応じて社内研修を実施し、結果を書面にて甲に報告すること。

5 従業員の標準勤務体制

- (1) 契約期間中、勤務日及び勤務時間は次表に定めるとおりとし、勤務者については、当該勤務日及び勤務時間の区分に応じて同表に定める員数を基準として配置するものとする。

勤 務 日		勤 務 時 間	勤 務 者		
			主 任	副主任	補助員
日 勤	月～金	8：00～17：30	1人	1人	1人
	府の休日	8：00～17：30		1人	1人

(注1) 府の休日とは、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）とする。

(注2) 技術資格保有者の配置

- (1) 主 任 第3種以上の電気主任技術者の資格を有し、かつ電気主任技術者の経験が3年以上ある者
- (2) 副主任 主任に準じる者
- (3) 補助員 工業高校電気科卒業者又は第2種電気工事士以上の資格を有する者
- (4) 上記(1)～(3)のうち消防設備士乙種（第4類）の資格を有する者が1名以上含まれていること。
- (5) 上記(1)～(3)のうち建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者が1名以上含まれていること。
- (6) 上記(1)～(3)のうち低圧電気取扱業務の特別教育を受講した者が1名以上含まれていること。

第2 電気・機械設備保守整備業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設全般における日常の電気・機械設備等の運転操作及び保守管理保守点検以外に定期的に行う保守整備作業を主な目的としているので、目的達成に必要な細部の事項については、本仕様書に明記されていない事項であっても、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 作業の実施に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ日程等について打合せを行い、府庁西側施設の業務等に支障のないよう留意しなければならない。
- (3) 府庁西側施設の清掃業務、その他設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 設備保守整備業務

(1) 機械設備保守整備業務

ア プレフィルター洗浄（年4回 5、8、11、2月）

空気熱源ヒートポンプビルマルチエアコン 223枚

空気熱源ヒートポンプパッケージエアコン 3枚

ソーラエアコン 6枚

冷房専用エアコン 2枚

全熱交換器 28枚

吸気ファン 9枚

イ O.Aフィルター洗浄（年3回 7、11、3月）

熱交換器 8枚

ウ フィルター清掃（年3回 7、11、3月）

熱交換器 14枚

普通エアコン 2枚

エ 中性能フィルター清掃（年2回 5、11月）

空気熱源ヒートポンプビルマルチエアコン 116個

熱交換器 8個

全熱交換器 15個

オ 熱交換器清掃（年3回 7、11、3月）

熱交換器 25個

カ プレフィルターろ材取替（年2回 7、1月）

全熱交換器 15枚

給気ファン 3枚

キ 水槽類の清掃

（年3回 7、11、3月）

(ア) 沈砂槽 16m³

（年2回 8、2月）

(イ) 雑用水槽 42m³

(ウ) 雨水槽 62m³

（年1回 6月）

(エ) 中水用高架水槽 15m³

(オ) 中水用副受水槽 0.8m³

(カ) 湧水槽 1.6m³

(年1回 7月)

- (キ) 消 火 水 槽 2 1 m³
- (ク) 補 助 水 槽 1 m³
- (ケ) 市 水 受 水 槽 2 8 m³
- (コ) 市水高架水槽 8 m³
- (サ) 蓄 熱 槽 1.4m³
- (シ) 貯 湯 槽 1.4m³

※ 受水槽等清掃実施時に貯水槽清掃作業監督者を立会わせるものとする。

ク 雨水ろ過装置保守点検業務

(ア) ろ水機自動制御盤

計器状況：指示状況、損傷点検

表示灯：球切れ点検

タイマー：時間確認点検

作動状況：確認点検

(イ) モーターバルブ：水漏れ作動状況点検

(ウ) ろ過流量確認：m³ / H

(エ) 薬 注 機

次亜塩素酸ソーダー：残留塩素、液漏れ点検

P A C：加熱、注入状況点検

(オ) ろ過ポンプ：加熱、異常音点検

(カ) 保守点検は1年2回とする。

(参考：現在は、4・10月に実施)

ケ シャッター設備の保守点検（第6 シャッター設備保守点検業務に基づく。）

3 除外作業及び工事

(1) 電気設備の保守点検（別途委託）

ア 中央監視装置の点検保守

イ 電話設備の保守管理

ウ ソーラーシステムの保守点検

エ その他外注を必要とする工事等

(2) 機械設備の保守点検（別途委託）

ア ビルマルチエアコンの保守点検

イ 給湯ソーラー設備の保守点検

ウ 精密点検

(ア) 全熱交換器

(イ) 換気設備、排煙ファン

エ その他外注を必要とする工事等

第3 夜間等の電気設備・機械設備・入退室監視設備管理業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設における夜間等の電気設備・機械設備・入退室監視設備の監視及び緊急対策処理を主な目的としているので、目的達成に必要な細部の事項については、本仕様書に明記されていない事項であっても、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 緊急対策処理に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ打合せを行い、関係業者等と相互に連絡を密にして、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 監視業務

(1) 対象設備

ア 府庁西側施設の保安室に設置の中央監視盤、防災盤、入退室監視盤、非常放送盤、身障者盤、駐車管制盤、エレベータ運行監視盤等の各設備

(2) 日常監視及び操作

ア 中央監視盤にて、電気設備、機械設備、運転の状況及び警報監視、操作

イ 防災盤の警報監視及び操作

ウ 入退室監視盤の警報監視及び操作、処理

エ 非常放送の操作

オ 身障者盤の通報、処理及び操作

カ 駐車管制盤の監視

キ 昇降機運行監視及び操作

ク 会議室等の管理

(3) 緊急時及び異常時の処理

ア 短時間で処理可能とするため、あらかじめマニュアルを作成し要員に徹底を図る。

イ 最終退館者を確認する。

3 従業者の標準勤務体制

- (1) 契約期間中、夜間の勤務及び勤務時間は次表に定めるとおりとし、勤務者については、同表に定める員数として配置するものとする。

勤 務 日		勤 務 時 間	勤 務 者	
			副主任	補助員
夜 勤	月～金	17：30～翌8：00	1人	1人
	府の休日	17：30～翌8：00	1人	1人

※副主任者は22：00～翌5：00の間は仮眠（拘束）

（注1）府の休日とは、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）とする。

第4 環境衛生管理業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設における環境衛生管理業務を主な目的としているので、目的達成に必要な細部の事項については、本仕様書に明記されていない事項であっても、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 緊急対策処理に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ打合せを行い、関係業者等と相互に連絡を密にして、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 対象業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）等に基づく次の業務を対象とする。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者の選任及びこれに係る業務（主任技術者兼務）
 - ア 建築物環境衛生管理技術者についての届出書類作成
 - イ 帳簿書類の備付
 - ウ 知事の要求による報告の作成
 - エ 害虫駆除消毒の立会い及び確認
 - オ 建物内外の清掃状況の確認及び具申
- (2) 空気環境の測定業務
- (3) 照度測定業務
- (4) 残留塩素の測定業務
- (5) 飲料水水質検査
- (6) 簡易専用水道検査
- (7) 雑用水の水質検査

3 作業の内容

- (1) 建築物環境衛生管理技術者の選任に係る業務
 - ア 建築物の環境衛生に関する企画、指導及び監督
- (2) 空気環境の測定業務
 - ア 測定箇所
 - (イ) 府庁西側施設の各階南北中央各箇所2箇所、計10箇所と外気2箇所
 - イ 測定回数
 - (イ) 2箇月に1回、原則として1日3回測定
(参考：現在は、4・6・8・10・12・2月に実施)
- (3) 照度測定業務
 - ア 測定箇所
 - (イ) 空気環境測定箇所に準ずる10箇所（室内1箇所当たり5点を測定すること。）
 - イ 測定回数
 - (イ) 6箇月に1回
(参考：現在は、4・10月に実施)
- (4) 残留塩素の測定業務
 - ア 測定箇所
 - (イ) 府庁西側施設の市水の末端蛇口1箇所及び雑用水末端蛇口1箇所
 - イ 測定回数
 - (イ) 7日以内に1回

(5) 飲料水の水質検査

ア 省略不可項目（10項目） 6箇月に1回

イ 省略不可項目及び金属等項目（15項目） 6箇月に1回

金属・T H M等項目が厚生労働省令基準に適合した場合は次回省略とする。

ウ 消毒副生成物項目（12項目） 年1回（6月1日から9月30日までの間）

エ 測定箇所 市水の末端蛇口1箇所

（参考：現在は、8・2月に実施）

(6) 簡易専用水道の検査

ア 検査回数

（ア）1年に1回

（参考：現在は、8月に実施）

(7) 雑用水の水質検査

ア PH値臭気外観 7日に1回

イ 大腸菌・濁度 2箇月に1回

（参考：現在は、4・6・8・10・12・2月に実施）

ウ 測定箇所 雑用水末端蛇口1箇所

4 管理基準を超える場合の措置

測定の結果、著変を認めた場合は、原因を究明して報告しなければならない。

5 従業者の配置

建築物環境衛生管理技術者の選任に係わる業務にあつては、関係法令に基づく有資格者を充てなければならない。

第5 消防設備等法定点検業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設における各消防設備の日常維持管理以外の消防法第17条の3の3（消防用設備等の点検及び報告）に規定する消防設備法定点検及び建築基準法第12条に基づく定期点検を目的としているので、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ打合せを行い、甲の業務等に支障のないよう留意しなければならない。
- (3) 府庁西側施設の清掃業務、その他設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 消防点検業務

- (1) 点検実施場所
京都府庁西側施設構内
- (2) 点検対象設備
別表2の消防設備一覧表のとおり
- (3) 点検の内容
 - ア 前期（7月～10月） 各消防設備外観、機能及び総合点検
 - イ 後期（1月～3月） 各消防設備外観及び機能点検
(参考：現在は、9・3月に実施)

3 建築基準法第12条に基づく定期点検業務

- (1) 点検対象施設
京都府庁西側施設
- (2) 点検の内容
建築基準法第12条第2項（敷地及び構造）及び同条第4項（建築設備等（昇降機を除く））に基づく以下の定期点検を行い、その結果を報告書として作成するとともにその結果に基づき適切な措置の提言等を行う。
 - ア 敷地及び構造（3年に1回／令和9年11月）
 - イ 建築設備（昇降機を除く）（1年に1回／11月）
 - ウ 防火設備（1年に1回／11月）
- (3) 業務主任技術者の資格
技術上の指揮・監督を司る業務主任技術者は、一級建築士免許取得後3年以上の実務経験を有する者とする。
- (4) 点検者の資格
定期点検の点検者は、専門技術を有する者として、一級建築士、二級建築士若しくは法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者とする。なお、点検の一部を協力事務所に委託する場合は、協力事務所の点検者が当該資格を有する者とする。
- (5) 関係法令等の適用
定期点検は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法に基づく関係規定（以下、「関係法令等」という。）によることとする。
また、本仕様書に記載されていない事項は、以下のものをそれぞれ適用すること。
 - ・「特定建築物定期調査業務基準 2025年改訂版」（編集発行：一般財団法人日本建築防災協会）

- ・「建築設備定期検査業務基準書 2023年版」 （編集発行：一般財団法人日本建築設備
・昇降機センター、編集協力：国土交通省住宅局参事官付）
- ・「防火設備定期検査業務基準 2025年改定版」 （編集発行：一般財団法人日本建築防
災協会）

(6) 定期点検結果報告

定期点検結果報告書として以下を準用して作成し、報告すること。

(敷地及び構造) 以下の書類を準用すること。

- ・ 定期調査報告書（建築基準法施行規則第5条）
- ・ 調査結果表 別記第1号（国土交通省告示）
- ・ 調査結果図 別添1様式（国土交通省告示）
- ・ 調査結果図 別添第1の2様式（国土交通省告示）
- ・ 関係写真 別添2様式（国土交通省告示）

(建築設備（昇降機を除く）) 以下の書類を準用すること。

- ・ 定期調査報告書（建築設備等（昇降機をのぞく））（建築基準法施行規則第6条）
- ・ 検査結果表（各設備） 別記第1～4号（国土交通省告示）
- ・ 各評価表、測定表、記録表 別表1～4（国土交通省告示）
- ・ 関係写真 別添様式（国土交通省告示）

(防火設備) 以下の書類を準用すること。

- ・ 定期調査報告書（防火設備）（建築基準法施行規則第6条）
- ・ 検査結果表（各防火設備） 別記第1～4号（国土交通省告示）
- ・ 検査結果図 別添1様式 （国土交通省告示）
- ・ 関係写真 別添2様式 （国土交通省告示）

第6 シャッター設備保守点検業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設におけるシャッター設備についての保守点検を目的としているものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 当該業務の実施に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ日程等について打合わせを行い、府庁西側施設の業務等に支障のないよう注意しなければならない。
- (3) 府庁西側施設の清掃業務、その他設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 保守点検業務

(1) 対象設備

ア	電動式スチールシャッター	(W7540×H4200)	1台
イ	電動式スチールシャッター	(W4795×H4200)	1台
ウ	電動式スチールシャッター	(W9125×H3450)	1台
エ	電動式スチールシャッター	(W5050×H2950)	1台
オ	電動式スチールシャッター	(W5050×H2950)	1台
カ	煙式スチールシャッター1.6m/m	(W4700×H2350)	2台

(2) 保守点検回数

- ア 保守点検は年1回
(参考：現在は、10月に実施)

(3) 保守点検内容

- ア 下記の内容の点検を行い、必要に応じて保守その他の装置を適切に講じるものとする。

(ア) 電動式スチールシャッター及び煙式スチールシャッター

a 外観点検

下記の外観点検を行う。

- ・ 点検口の状態
- ・ 降下位置障害
- ・ 操作障害
- ・ 警告表示・操作説明ラベル

b 機能点検

下記の機能点検を行う。

- ・ 開閉機
- ・ ブレーキ装置
- ・ 手動装置
- ・ スプロケット・ローラーチェーン
- ・ 巻取りシャフト・ブラケット
- ・ スラット・吊り元
- ・ 座板
- ・ ケース・まぐさ・押し車
- ・ ガイドレール
- ・ 制御盤
- ・ リミット・エマーゼンシースイッチ

- ・ 押しボタンスイッチ
- ・ ヒューズ装置
- ・ 手動閉鎖装置
- ・ 自動閉鎖装置
- ・ 連動制御装置・バッテリー
- ・ 遮煙装置（材）
- ・ 絶縁抵抗

c 動作確認

下記の動作確認を行う。

- ・ 降下状況
- ・ 降下速度
- ・ 巻上状況
- ・ 煙（熱）感知器・ヒューズテスト
- ・ 障害物検知装置

(4) 契約外業務

ア 取扱不良又は天災等の不可抗力に起因する故障修理

イ 本体及び付帯機器の移動又は変更に関因する

(5) その他

ア 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。

イ 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、承認を得るものとする。

ウ 各機器が故障により交換等を必要としたときは、甲乙協議の上、別途代金を甲が支払うものとする。

ただし、消耗品及び小部品は乙が負担するものとする。

第7 セキュリティシステム設備保守点検業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設におけるセキュリティシステム設備についての保守点検を目的としているものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 当該業務の実施に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ日程等について打合わせを行い、府庁西側施設の業務等に支障のないよう注意しなければならない。
- (3) 府庁西側施設の清掃業務、その他設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 保守点検業務

(1) 対象設備

ア センター装置	1 式
イ カード発行機	1 式
ウ アクセス制御盤	13台
エ 非接触カードリーダー	94台
オ 無停電電源装置	8 台
カ パッシブセンサー	88台
キ スイッチングHUB	4 台
ク プリンタ	1 台

(2) 業務内容

乙は、教育訓練された監督技術者及び作業員を派遣し、セキュリティシステム設備を良好かつ安全な状態に保つようメンテナンスを実施するものとする。

ア 次の①の装置に対して、6 箇月に 1 回定期的に点検、調整を行い、乙の判断により必要と認めた場合は、修理又は取替えを行うものとする。（ただし、電気錠及び通電金具は含まない。）（参考：現在は、9・3月に実施）

なお、修理又は取替えの範囲は、次の②のとおりとし、各装置の点検、調整を行った場合は、侵入発報テスト及びシステム総合動作確認を行うものとする。

① 点検項目等

装置名		点検内容	周期
センター装置	センター装置	外観検査 システム終了・立上げ動作確認 システムデーターの解析・異常確認 記録データーの異常確認 コネクター接続部確認 端子弛み確認 プリント基盤セット状態確認 入出力電圧確認 信号レベル測定 各部の清掃	1 回／6 箇月
		システムデーターの退避	随 時
	T F T	外観検査 コントラスト確認	1 回／6 箇月

		コネクタ接続部確認 C R T 動作確認 各部の清掃	1 回／ 6 箇月
	卓上操作盤	外観検査 キー入力の確認 マウス動作確認 各部の清掃	1 回／ 6 箇月
カード発行機	カード発行機 管理 P C	外観検査 システム終了・立上げ動作確認 システムデーターの解析・異常確認 記録データーの異常確認 コネクタ接続部確認 端子弛み確認 プリント基盤セット状態確認 入出力電圧確認 信号レベル測定 各部の清掃	1 回／ 6 箇月
		システムデーターの退避	随 時
	カード発行装置	外観検査 動作確認 各部の清掃	1 回／ 6 箇月
	T F T	外観検査 コントラスト確認 コネクタ接続部確認 T F T 動作確認 各部の清掃	1 回／ 6 箇月
	卓上操作盤	外観検査 各部の清掃 キー入力確認 マウス動作確認	1 回／ 6 箇月
	アクセス制御盤	外観検査 取付けの状態確認 内部機能点検 絶縁状態確認 端子弛み確認 入出力信号レベル確認 入出力電圧確認 各部の清掃	1 回／ 6 箇月
	非接触カードリーダー	外観検査 取付けの状態確認 内部機能点検 絶縁状態確認 カードリーダー動作確認	1 回／ 6 箇月

	コネクタ接続部確認 ケーブル損傷点検 各部の清掃	1回／6箇月
無停電電源装置	外観検査 取付けの状態確認 内部機能点検 絶縁状態確認 端子弛み確認 バッテリー電圧確認 交流停電動作確認 入出力電流確認 表示ランプ状態確認 各部の清掃	1回／6箇月
パッシブセンサー	外観検査 取付け状態確認 感度確認 各部の清掃	1回／6箇月
スイッチングHUB	外観検査 取付け状態確認 感度確認 各部の清掃	1回／6箇月
プリンタ	外観検査 印刷状態確認 各部の清掃	1回／6箇月

② 修理又は取換え対象部品

装置名	修理・交換対象部品	備考
センター装置	キーボード マウス T F T	サーバー、プリンタ用トナー、 印刷用紙は別途
カード発行機	キーボード マウス T F T	管理P C、カード発行装置、カ ード発行装置インクリボン、印 字ヘッドは別途
アクセス制御盤	アクセス制御盤	
非接触カードリーダー	非接触カードリーダー	
無停電電源装置	無停電電源装置	バッテリーは別途
パッシブセンサー	パッシブセンサー	
スイッチングHUB	スイッチングHUB	
プリンタ	プリンタ	交換は別途

ア 甲が停電試験及び各種試験を行う時には、乙は立会いをすることとする。ただし、甲が特に認めた場合はこの限りでない。

イ 保守点検は、特に定めのない場合は、乙の就業時間に実施するものとする。ただ

し、セキュリティシステム設備が故障の場合は、乙の就業時間外においても速やかに技術員を派遣し、処置するものとする。

3 別途工事等

- (1) 不適當な使用及び管理その他乙の責めによらない事由のために生じた修理又は取替工事は、この仕様に含まれない。
- (2) 諸法規の改正又は官公署の命令若しくは指示による設備の改造及び新規付属物の追加に関する工事は、この仕様に含まれない。
- (3) 天災及び甲の過失による故障の場合は、甲の負担とする。

4 その他

業務が完了したときは、速やかに点検報告書を甲が指定する職員に提出し、承認を得るものとする。

第8 ねずみ等防除業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設における、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第3号に規定するねずみ等の防除を目的としているものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 当該業務の実施に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ日程等について打合わせを行い、府庁西側施設の業務等に支障のないよう注意しなければならない。
- (3) 府庁西側施設の清掃業務、その他設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 防除実施基準

業務に当たっては以下の方法で実施するとともに、別に指定する薬剤等を使用し、事故の防止に万全の措置をとること。

(1) 生息調査内容

目視調査、トラップ調査、だに検査等を行い生息状況を把握する。

ア 目視調査

対象場所を目で確認しながらごきぶり等の生息や糞、汚れの有無を調査する。

イ トラップ調査

調査用トラップを3～7日間設置し、1日1トラップあたりに換算した値を求めて指数とし、ごきぶり等の分布状況とおおよその密度を推定する。

ウ だに検査

各フロアのポイントを掃除機でごみ採取し、各箇所1㎡当たり1㍑中のだに生息数を調査する。

(2) 防除施工方法

生息調査を行った上で、環境に配慮して薬剤散布を行うこと。（むやみな薬剤散布や過剰な薬剤散布は避けること。）

生息のあった区域には駆除作業を実施し、発生のおそれのある排水槽等については予防の措置を講じること。

また、ねずみ等の発生が見られ、対策を行った区域に対しては、生息調査と同様の方法により処理後1ヶ月以内に効果調査を行うこと。

効果判定において維持管理基準を達成していない箇所にあつては、原因を調査して再度防除作業を実施すること。

ア 作業手順（別添生息調査ポイント参照）

- (ア) 各フロアに衛生害虫調査用粘着トラップを配置する。
- (イ) 各フロアにだに生息調査用サンプリングを行う。
- (ウ) 1週間後、だに生息状況データ及び調査用トラップの衛生害虫生息状況を確認し、駆除方法を選定する。
- (エ) (ウ)の結果に応じて適切な防除作業選定、府担当者と協議の上防除作業を行う。

3 防除箇所及び防除方法等

調査箇所	ごきぶり調査	だに調査
4階	8	3

3 階	8	3
2 階	8	3
1 階	9	3
地階	1	0
合計	34	12

※1 生息調査方法

- ①ごきぶり 目視調査、トラップ調査
- ②だに だに検査
(1㎡あたりの室内塵を採取し、生息調査を実施)
- ③うじ、ぼうふら 目視調査

※2 ポイント数基準

- ①ごきぶり 概ね水回り(トイレ・湯沸かし室)の数により設置
- ②だに 無作為に3ポイント抽出

4 従業員の健康管理等

消毒営業取締条例(昭和25年京都府条例第3号)及び同条例施行規則に定めるところにより、従業員の健康及び服装について注意を払うこと。

5 実施日時

- (1) 生息調査及び防除作業(生息調査含む)は、前期(契約日から9月末日まで)及び後期(10月1日～3月末日まで)の2回とし、原則として生息調査及び防除作業は日曜日及び土曜日又は祝日に行うこと。(参考:現在は、9・3月に実施)
- (2) 生息調査の結果により防除方法を甲乙協議し決定のうえ防除作業を行うこと。
- (3) 生息調査及び防除作業の実施時期及び細部の日程等については、あらかじめ甲の指定する職員と打合せを行い、府の業務に支障がないようにすること。

6 その他

- (1) 事故等緊急事態が発生したときは、甲の指定する職員に連絡するとともに直ちに処置するものとする。
- (2) 防除作業を終了したときは、速やかに報告書を提出するものとする。
- (3) 防除作業中に発生した不具合については、その都度報告書を提出するものとする。
- (4) その他本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙は協議の上、これを定めるものとする。

第9 自動ドア設備保守点検業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設のうち、西別館側の自動ドア設備についての保守点検を目的としているものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 当該業務の実施に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ日程等について打合わせを行い、府庁西側施設の業務等に支障のないよう注意しなければならない。
- (3) 府庁西側施設の清掃業務、その他設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 保守点検業務

(1) 対象設備

京都府庁西別館（東玄関） 両引き自動ドア DSN-150D（ナブコドア株式会社製） 2基

(2) 業務内容

乙は、教育訓練された監督技術者及び作業員を派遣し、自動ドア設備を良好かつ安全な状態に保つようメンテナンスを実施するものとする。

ア フルメンテナンス契約

次の部品に対して、3箇月に1回以上定期的に点検、調整を行い、必要に応じて給油し、乙の判断により必要と認めた場合は、修理又は取替えを行うものとする。

（参考：現在は、5・8・11・2月に実施）

（オーバーホールを含む。ただし、サッシ、ガラス等の建具類は、含まない。）
エンジン本体、コントローラー、連結機構、チェーン、ワイヤー、ハンガレール、ハンガー、手元スイッチ、スイッチ（レーダー・熱線）、光電スイッチ（安全用）、リレー、ヒューズ、オイル、パッキン、リング各種ビス、ナット、ボルト等一式、扉下部フレ止め、錠受け

イ 保守点検の内容

- (ア) ドアーエンジン装置各部の点検及び調整
- (イ) ドアーエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- (ウ) ドアーエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- (エ) ドアーエンジン操作スイッチ感度の点検及び調整
- (オ) オイル漏れの点検及び調整
- (カ) オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び補充
- (キ) ドアーが当たっていないか、擦れていないかの点検整備
- (ク) 消耗度の甚だしい部品の点検及び取替え
- (ケ) その他の点検及び調整

ウ 保守点検は、特に定めのない場合は、乙の就業時間に実施するものとする。ただし、自動ドアが故障の場合は、乙の就業時間外においても、速やかに技術員を派遣し、処置するものとする。

3 別途工事等

- (1) 業務内容で定める修理又は取替えの範囲は、自動ドア又は付属装置を通常使用する場合に、当然生ずべき磨耗及び損傷に限るものとし、不適当な使用及び管理その他乙の責めによらない事由のために生じた修理又は取替工事は、この仕様に含まれない。
- (2) 諸法規の改正又は官公署の命令若しくは指示による設備の改造及び新規付属物の追

- 加に関する工事は、この仕様に含まれない。
- (3) 天災及び甲の過失による故障の場合は、甲の負担とする。

4 その他

業務が完了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、承認を得るものとする。

第 10 昇降機設備保守点検業務

1 一般的事項

- (1) 当該業務は、府庁西側施設のうち、西別館側の昇降機設備についての保守点検を目的としているものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (2) 当該業務の実施に当たっては、甲の指定する職員とあらかじめ日程等について打合わせを行い、府庁西側施設の業務等に支障のないよう注意しなければならない。
- (3) 府庁西側施設の清掃業務、その他設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。

2 総 則

この仕様書は、昇降機設備を適切かつ適正に点検・整備することにより、引き続き円滑な運転・管理の確保を図るために必要な事項を定めるもので、業務の実施に当たっては、本仕様書等に基づき実施するものとする。

3 遵守事項

電気事業法、建築基準法、労働安全衛生法、クレーン等安全規則並びに昇降機の維持及び運行の管理に関する指針、関係例規、基準を遵守し、円滑な進行を図ること。

4 保守点検業務

(1) 対象設備

名 称	仕 様	
機種名及び製造メーカー	VFⅢ－P15－CO－90－5F 日本エレベーター製造株式会社製	VFⅢ－P15－CO－90－5F 日本エレベーター製造株式会社製
号機	3号機	4号機
型式	ロープ式乗用エレベータ	ロープ式乗用エレベータ
駆動方式	交流可変数値数制御	交流可変数値数制御
グループ運転	2カーグループ(4号機)	2カーグループ(3号機)
積載能力	1, 000kg(15 名)	1, 000kg(15 名)
かごの速度	毎分 90 メートル	毎分 90 メートル
運転方式	乗用全自動方式	乗用全自動方式
電動機容量	11kw	11kw
昇降工程	16m	16m
停止階数	B1～4F	B1～4F
出入口寸法	W900×H2100(mm)	W900×H2100(mm)
出入口戸の開閉	2枚戸中央開き	2枚戸中央開き
三方枠形状	大枠	大枠
電源(動力用)	3 相 3 線 200V60Hz	3 相 3 線 200V60Hz
電源(照明用)	単相 100V	単相 100V
鋼索	12Φ×6 本	12Φ×6 本
インジケータ	デジタル式	デジタル式
カーポジションインジケータ	デジタル式	デジタル式

かご寸法	W1600×D1500×H2300(m m)	W1600×D1500×H2300(m m)
かご戸の開閉	電動式2枚戸中央開き	電動式2枚戸中央開き
かご操作盤	ステンレススチール	ステンレススチール
乗場ボタン・位置表示器	タッチ式・フラッシュランプ	タッチ式・フラッシュランプ
通話装置	同時通話式インターホン	同時通話式インターホン
管制装置	地震管制	地震管制
	火災管制	火災管制
	停電管制	停電管制
その他	音声合成アナウンス	車いす仕様
		音声合成アナウンス
設置年度	1996 年	1996 年

(2) 業務内容

本業務は、フルメンテナンス契約とし、保守点検業務（定期点検整備、緊急対応、故障対応、品質検査、総合調整、予防保全的整備及び機器、部品、消耗部品等の調整、修理及び交換等の一切を行う。）は計画的に施行するとともに、機器及び付属品について正常でないと認められ、安全な運転が妨げられる恐れがあると判断したときは、これらについて取替え又は修理を速やかに行わなければならない。

乙は、教育訓練された技術員（昇降機等検査員資格者：以下「技術員」という。）及び同資格者に準ずる技術員を派遣し、昇降機設備を良好かつ安全な状態に維持しなければならない。

- ア 毎月1回定期的に、技術員及び同資格者に準ずる技術員の2名以上による保守点検業務を円滑に行うこと。
- イ 年1回定期的に技術員及び同資格者に準ずる技術員の2名以上による総合的な機能を確認する定期検査を行うこと。（参考：現在は、2月に実施）
- ウ 昇降機の異常、閉じ込めの発生など緊急時には、乙は技術員及び同資格者に準ずる技術員を2名以上30分以内に派遣し、速やかに原因を究明するとともに修理等を行うこと。また、当該設備への派遣体制については、あらかじめ甲の承認を受けること。
- エ 機器本体及び当該設備機器を設置している機械室は、清掃を行い絶えず清潔に保つこと。
- オ 修理・工事等の予測箇所は年度別修理工事予測表を参考とすること。

(3) 業務実施計画等

ア 業務実施計画

本業務を適切かつ適正に実施するため、業務の実施に先立ち業務実施計画書（3年分）を作成し、甲に提出の上承諾を受けること。

イ 安全衛生管理

作業員の安全衛生に関する管理は、技術員が責任者となり関係法令に従って行うこと。

ウ 危険防止の処置

点検等の作業に当たっては、常に整理整頓を行い、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。また、作業場所若しくはその周辺において第三者が立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生を防止すること。

(4) 業務の実施

- ア 業務実施計画に基づき、毎月1回以上定期的に保守点検業務を円滑に実施すること。なお、点検日時については、前月の20日までに、甲に提出し承認を受けること。
- イ 年1回定期的に技術員による昇降機の総合的な機能を確認する検査を行い、定期検査報告書を作成し、甲に報告すること。
- ウ 国土交通省（住宅局建築指導課）の定める「昇降機の適切な維持管理に関する指針」別添2 エレベーター保守・点検業務標準仕様書に掲げる点検項目、点検内容、周期に基づき、適切な点検等を行うこと。
- エ 概ね一年程度以内に行うべき定期交換部品の交換及び消耗品は、定期点検に併せて交換を行うこと。
- オ 業務実施後、引き続き円滑な運転に支障の生じるおそれが発見された場合は、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に基づき必要な措置を講じること。
- カ 廃棄物等は場外処分とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に基づき適正に処理を行うこと。また、処分に当たっては、許可を受けた処分場にて適切に処分し、マニフェストを甲に提出すること。
- ク 土日・祝祭日（以下「休日」という。）などの本府閉庁日の業務の実施
休日などの本府閉庁日に業務を実施する場合は、事前に承認を受けること。
- ケ 写真撮影
点検等を実施する場合は、業務着手前、業務実施中、業務完了後のそれぞれについて必要な写真撮影を行い、業務の実施状況が確認できるようにするとともに、撮影した写真を甲に提出すること。
- コ 修理及び取替等の完了時
別紙年度別修理工事予測表に基づき、修理及び取替等を行い、完了したときは、報告書を甲に提出すること。なお、予定の年度より早い時期に修理及び取替等を行う必要が生じた場合は、事前に甲の承諾を受け、実施するものとする。

(5) 報告等

- ア 点検報告書（月1回）及び定期検査報告書（年1回）
点検又は定期検査終了後、速やかに報告書を提出し、甲の承諾を受けるものとする。
- イ 業務完了報告書
業務が完了したときは、業務実施状況を取りまとめた報告書を作成し、業務完了後甲に提出すること。
- ウ 報告書式
書式類は、建築保全業務報告書作成の手引き（一財）建築保全センター発行の書式に準じた書式とし、あらかじめ甲の承諾を受けること。

5 臨機の対応

緊急時における臨機の対応については、甲の指示に基づき業務範囲を越えた業務についても対応すること。

6 費用負担

本契約の履行に必要な全ての費用は、10(1)アからエの費用を除き、乙の負担とする。

7 交換部品、消耗品

エレベーターの維持管理に必要な交換部品及び消耗品は、キャビネットなどを利用し緊急事態（軽故障・重故障）等に備えて、乙の費用にて昇降機機械室に常備すること。

8 派遣体制

作業時間は、原則開庁日（平日）の８：３０～１７：１５とする。（緊急時は除く）

- (1) 緊急時に必要な技術員の確保及び技術員の派遣が出来る体制を確保すること。
- (2) 業務上支障ある作業は、深夜等の時間外に行う場合があること。
- (3) 技術員は、２４時間体制で確保すること。

9 特記事項

緊急時の対応に備え、エレベーター設備の扉の開閉について、年１回以上甲の指定する者を乙の負担にて研修すること。

10 用語の定義

- (1) 「フルメンテナンス契約」とは、検査点検及び保守、部品、消耗品の調整、修理及び交換を行う。ただし、次のものは除く。
 - ア 機械室内建物付属設備(照明及び換気装置など)の修理
 - イ 昇降路周壁及びガラスの修理
 - ウ 巻上機、モーター等の機器一式取替
 - エ 下記項目に対する仕上直し(塗装、メッキ直し)、修理又は交換、清掃
 - (ア) かご室及び戸
 - (イ) 三方枠及び乗り場戸
 - (ウ) 敷居
 - (エ) かご床タイル
- (2) 「定期点検」とは、昇降機の部分について損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を定期的に調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (3) 「保守」とは、点検の結果に基づき昇降機の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

11 その他

その他本仕様書に記載されていないことで疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定する。

第 11 自家用電気工作物保安管理業務

第 1 条（総則）

この仕様書は、府庁西側施設における自家用電気工作物保安管理業務についてのものである。

第 2 条（目的）

この仕様書は、電気事業法第43条第 1 項に基づく同施行規則第52条第 2 項の規定により、発注者（以下「甲」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託するにあたり、委託契約書を補うと共に、受託人（以下「乙」という。）が実施すべき事項に関する仕様を定めることを目的とする。

第 3 条（用語の定義）

この仕様書において使用する用語は、委託契約書、電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

第 4 条（契約に係る要件）

- 1 乙は、施行規則第52条の 2 の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に規定する要件を満たしていることとし、この契約により委託する事業場（以下「委託事業場」という。）が複数である場合を含め、そのすべての委託事業場について外部委託承認を得られる要件を満たしていること。
- 2 乙は、前項の要件を満たさないこととなった場合は、速やかに甲に報告すること。

第 5 条（委託事業場の概要）

委託事業場の概要は、別紙 1 のとおりとする。

第 6 条（委託する事項）

甲の保安規程に基づき、甲が乙に委託する保安管理業務は、次の各号の業務とする。

- (1) 契約書第 1 条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲又は電力会社等から通知を受けたときは、事故原因の調査、応急措置の助言、再発防止策の提言等を行うとともに、必用に応じて臨時点検を行うこと。
- (3) 電気事業法第106条の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (4) 電気事業法第107条第 3 項に基づく立入検査の立会を行うこと。
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する監督官庁への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (6) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてとるべき措置を報告すること。
- (7) 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事中の点検を行い、必要に応じてとるべき措置を報告すること。
- (8) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、必要な資料を作成することとし、関係法令等に規定する技術基準に適合しない事項があるときは、必要な助言、指導及び報告を行うこと。
- (9) 保安規程の内容に変更が必要な場合は、経済産業大臣等への保安規程変更届出書等の作成及び提出を行うこと。
- (10) 電気工作物が廃止される場合は、経済産業大臣等への廃止届の作成及び提出を行うこ

と。

(11) 年次点検の際に、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行うこと。

(12) 本仕様書に明示されていない事項であっても、技術上、業務完了上当然に必要と認められることは乙の責任において実施すること。

第7条（点検方法および頻度）

第6条第1項に定める定期的な点検、測定及び試験の実施は、別紙2のとおりとする。

第8条（連絡責任者等）

- 1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を乙に連絡するための連絡責任者を選任するものとする。なお、設備容量が、6,000キロボルトアンペア以上となる場合の連絡責任者は、第一種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるものとする。
- 3 甲は、連絡責任者又は代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

第9条（保安業務担当者等）

- 1 乙は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）を選任するものとする。
- 2 保安業務担当者は、施行規則に適合する者とする。
- 3 乙が、施行規則第52条の2第1号に掲げる事業者の区分（以下「個人事業者」という。）に属する場合、保安業務担当者は、病気又は甲の承認した事由により、この契約の業務を行い難いときは、乙の指定する電気事業法に基づく電気主任技術者免状の交付を受けた者（以下「代行者」という。）をもって、保安管理業務を代行させることができるものとする。
- 4 乙が、施行規則第52条の2第2号に掲げる事業者の区分（以下「法人」という。）に属する場合、保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 乙は、保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）について、氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって甲に報告すること。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- 6 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- 7 乙は、保安業務担当者等の選任にあたっては、大規模災害等の際における緊急出動に対応可能な体制を確保すること。
- 8 甲は、乙と委託契約を締結するにあたり、乙の保安業務担当者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。
- 9 保安業務担当者等及び補助者は点検等を行う際、甲に身分証明書を提示すること。

第10条（業務管理）

- 1 保安業務担当者は、業務の技術上の管理をつかさどるほか、業務の実施中は契約の履行に関し業務現場において、その運営及び取締りを行う。
- 2 業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、保安業務担当者が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が設けられた場合は、これに協力する。
- 3 乙は、業務現場において業務に関し、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
- 4 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について、関係法令に従い適切に処置するとともに特に次の各号を守らなければならない。
 - (1) 第三者に災害をもたらしてはならない。
 - (2) 公害の防止に努める。
 - (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害の発生するおそれのある場合の処置については、甲と協議する。
- 5 乙は、業務の実施に伴い、機器等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- 6 乙は、業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付けを行う。

第11条（委託範囲の原則）

保安業務担当者は保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所で危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第12条（低圧絶縁監視装置）

- 1 乙は、保安全管理業務の実施に伴い、低圧絶縁監視装置を設置することができる。ただし低圧絶縁監視装置とは、低圧電路（440 V以下）の絶縁状況を、乙の情報監視センター等において24時間監視する装置である。
- 2 低圧絶縁監視装置から警報が出た場合（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合）は、乙は連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、保安業務担当者等に指示し、次の各号の措置を行うものとする。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うこと。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。
- 3 低圧絶縁監視装置は、設定値の確認及び試験釦による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上（年度当初）行うこと。また、常に正常に稼働するように乙の責任の下でメンテナンスを行うこと。
- 4 乙は、この契約が消失したときは低圧絶縁監視装置を撤去すること。
- 5 甲は、低圧絶縁監視装置を設置する場所の提供、電灯配線等既設設備の利用について便宜を供する。
- 6 低圧絶縁監視装置の仕様及び設置は、次の各号による。
 - (1) 対象 低圧回路・24時間監視
 - (2) 検出方式 Ior方式又はIo方式
 - (3) 検知箇所 各変圧器のB種接地工事接地線
 - (4) 許容誤差 警報に対する装置の許容誤差は±10パーセント以内とする。
 - (5) 伝送方法 警報が出た場合は、その警報を乙に自動的に伝送して警報し、かつ記録するものであること。

第13条（費用負担）

次の各号については、乙の負担とする。

- (1) 点検、測定及び試験に伴う一切の費用
- (2) 機械器具等に要する費用
- (3) 業務に必要な消耗部品、材料及び油脂等の費用
- (4) 関係官庁への諸手続き及び報告に要する費用
- (5) 点検報告書等、甲への報告に要する費用
- (6) 応急処置の費用
- (7) 絶縁監視装置の費用
- (8) 絶縁監視装置の設置及び撤去に伴う費用
- (9) 絶縁監視装置の通信に係る一切の費用

第14条（連絡方法等）

- 1 乙は、甲からの連絡のため、保安業務担当者が勤務する事務所に電話を所有し、かつ、保安業務担当者が不在の場合において、居所に確実に連絡できる連絡体制を定めること。
- 2 乙は、業務に先立ち、甲に対し、前項の事務所の所在地、電話の番号及び連絡体制をあらかじめ書面で提出すること。
- 3 乙は、甲からの緊急の連絡に対し、2時間以内に必要な措置をとることができる体制を確保すること。

- 4 乙は、台風等あらかじめ被害が予想される場合にあっては、迅速な対応ができる体制を確保しておくこと。

第15条（日程等）

- 1 乙は、業務の着手に先立ち業務日程表を作成し、甲に報告することとし、詳細な日程及び時間帯については、連絡責任者と協議のうえ、決定すること。
- 2 甲及び乙は、前項により決定した後、日程等に変更が生じた場合は速やかに通知すること。

第16条（停電作業）

乙は、点検、測定及び試験等のために、電路を停電させる必要がある場合は、停電の範囲などを甲に連絡し、協議すること。

第17条（報告）

- 1 乙は、保安業務担当者等が行う点検等終了後、直ちに点検報告書を作成し、立会人の署名又は押印を受け、甲に提出すること。
- 2 点検報告書の様式は、電気事業法に基づき甲が定めた保安規程の様式以外は、原則として乙の様式とするが、甲にあらかじめ見本等を提出し、承諾を受けるものとし、作成した図書等を保安業務担当者等に周知徹底させるものとする。
- 3 乙は、報告書等の内容について甲の求めに応じ必要な解説、助言等を行うこととし、点検等の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは図面、写真等を点検報告書に添付するとともに、修理、改造等を連絡責任者に指示又は助言すること。
- 4 年次点検報告書には、①区分開閉器のある第1柱から受電設備のある電気工作物までの構内図（PDF形式）、②単線結線図（PDF形式）、③機器台帳（マイクロソフト社エクセル形式）の電子データを添付することとし、配置図及び単線結線図は保安規程で規定する様式、機器台帳は甲の指定する様式で作成すること。
- 5 乙は、あらかじめ甲と協議した期間ごとに、委託事業場の不具合項目をまとめた報告書を作成し、甲に提出すること。
- 6 乙が、甲に提出する報告書等の部数は、原則として2部とする。ただし、甲の求めがあった場合はこの限りではない。
- 7 乙は、四半期毎（6月末まで、9月末まで、11月末まで、3月末まで）の業務完了後、直ちに業務完了報告書を甲に提出すること。

第18条（検査）

- 1 乙は、月次点検及び年次点検の完了ごとに、甲の検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定によりがたい場合は、甲の指示により、中間検査とすることができる。

第19条（記録の保存）

- 1 甲乙共に定期的に行う点検の結果（当該業務を実施した保安業務担当者等の氏名を含む。）を確認及び記録し、3年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が3年を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。
- 2 甲は、乙に記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

第20条（緊急時の措置）

電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合、保安業務担当者が実施すべき事項は、次の各号による。なお、乙は、日曜、土曜、祝日、年末年始及び、夜間（17：30～9：00）に事故等が発生した場合においても緊急出動を行うこととし、緊急出動に伴う費用は、乙の負担とする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがあることを知った時から、1時間以内に当該事業場に到着すること。やむを得ない事情がある場合でも、2時間以内には必ず到着すること。
- (2) 甲乙協議により、あらかじめ定めた関係各所に必要な連絡を行うこと。
- (3) 現状を確認のうえ、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、状況に応じて臨時点検を行うこと。この場合において、電気工事士法により、その措置の実施に必要な資格が定められている場合は、その資格を持ったものに処置を行わせるものとする。
- (4) 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置について、指示又は助言を行う。また、電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

第21条（機械器具等）

- 1 乙は、施行規則第52条の2第1号ハ及び第二号ロに規定されている機械器具を所有し、定期の校正試験、誤差確認試験等により適正に保つこと。

なお、乙が、必要な場合に使用し得る措置を講じている場合には、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置を所有することを要しない。

- 2 乙は、絶縁用保護具等を所有すること。また、それらを、労働安全衛生規則に基づく定期自主検査及び使用前点検により適正に保つこと。
- 3 乙は、第1項により実施した試験記録を1年間、第2項により実施した検査記録及び点検記録を3年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が本仕様書で規定する保存年数を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。
- 4 甲は、乙に前項の記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

第22条（協力義務）

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- 2 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について、乙の意見を尊重し、協力するものとする。
- 3 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第23条（関連業務の調整）

- 1 甲は、乙の業務及び甲の締結する第三者の業務が密接に関連する場合において、必要があるときは調整を行うものとする。この場合において乙は、甲の調整に従い第三者の行う業務の円滑な進捗に協力しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により必要と認める場合、乙に立会い等を求めることができる。

第24条（業務の引継ぎ）

乙は、業務の完了に伴い、甲が保安管理業務を他の第三者と締結した場合は、甲の求めに応じ、当該第三者との間で業務の引継ぎを行うこと。

第25条（その他）

乙は、点検等により、立ち入る場所については、あらかじめ連絡責任者及びその職員と協議しておくこととする。また、太陽光発電装置がある場合は、点検後の発電が復旧しているか確認し、復旧していない場合は復旧ボタンを押す等の対応をすること。

(別紙 1)

委託事業場とその概要

[illegible]

定期的な点検、測定及び試験の実施基準

第1条（点検内容）

定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験は、乙が実施する日常巡視点検、月次点検、年次点検、工事期間中点検及び臨時点検の五種点検とする。

- (1) 日常巡視点検、月次点検、年次点検、工事期間中点検の点検、測定及び試験の内容は保安規程（別添）による。
- (2) 乙は、巡視、点検及び試験を行うほか、設置者及びその職員に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- (3) 臨時点検は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合等、点検が必要な設備について、必要な点検を行うこと。

第2条（点検周期）

月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検は、次の各号の周期により実施すること。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 月次点検 | 隔月1回以上（低圧受電の事業場、設備容量百キロボルトアンペア以下で条件 ^(注) を満たした事業場、設備容量百キロボルトアンペアを超えている事業場にあつては、低圧絶縁監視装置を設置し、条件 ^(注) を満たした事業所に適用する）
毎月1回（隔月1回以上点検の条件 ^(注) を満たしていない事業場に適用する） |
| (2) 年次点検 | 毎年1回（停電点検）（参考：現在は、9月に実施） |
| (3) 工事期間中点検 | 毎週1階（外観点検） |
| (4) 臨時点検 | 必要なとき |

（注）条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）による。

第3条（清掃）

年次点検の実施に伴い、保安の確保のために必要な清掃を実施すること。

※は別途契約済のため本契約に含まれないもの

■ 冷却水水質基準(日本冷凍空調工業会)

珪酸(イオン状珪酸)・ $50\text{SiO}_2\text{mg}/\text{g}$ 以下

游離碳酸: 4.0mgCO₂/L以下

消 防 設 備 一 覧 表

	品 名	数 量	摘 要
1 自動火災 報知設備	差動スポット感知器 定温スポット感知器 煙感知器 受信機P型1級(30/35回線) 発信機 電鈴 表示灯 予備電源	64個 8個 208個 1台 19台 19台 19台 1式	中央監視室 ニッタン
2 泡消火器	加圧送水装置 自動起動装置 自動警報装置 ポンプ操作盤 呼水装置 泡ヘッド 感知装置(S Pヘッド) 流水検知器 混合装置 手動起動弁 一斉開放弁 泡タンク	1式 1式 1式 1式 1式 250個 60個 2台 1式 25台 25台 1式	ポンプ 22KW モーター22KW、タンク圧力14kg/cm ² 揚程84m 中央監視室 中央監視室 川 本 タンク 100ℓ BF(48) 1F(12) ニッタン タンク 400ℓ (1台)
3 屋内消火 栓設備	加圧送水装置 呼水装置 屋内消火栓(2号) 表示灯 ポンプ操作盤 消火栓起動スイッチ	1式 1式 34台 34個 1式 34台	ポンプ 7.5KW 揚程75.5m 川本タンク100ℓ
4 防火排煙 設備	排煙機 起動盤 連動制御盤(43/45回線) 煙感知器 ダンパー 排煙口 手動起動操作函 防火戸 防火シャッター 水圧開放装置付シャッター	1台 1台 1台 21台 2台 17台 17台 21台 2台 2台	エンジン・モーター 両用型 12.5PS/2400rpm 機械室(南北) 排煙窓3 三和シャッター2kg/cm ² 非常電源付
5 誘導灯設 備	避難口誘導灯 小型(10w) 避難口誘導灯 中型(20w) 通路誘導灯 小型(10w) 廊下通路誘導灯 小型(10w) 階段通路誘導灯 中型(20w) 階段通路誘導灯 大型(40w) 感知器 連動切換器 音響スピーカ	12台 17台 6台 14台 8台 21台 15個 1個 17個	(点滅・音声) 誘導灯用信号装置
6 非常放送 設備	受信装置 増幅器 起動装置 音響スピーカ 音量調整器	1式 1式 1式 103台 54個	非常・業務兼用
7 消火器	消火器	50本	小型粉末消火器 10型 31本 小型粉末消火器 20型 1本 車載式粉末消火器 50型 1本 強化液消火器 3型 17本
8 避難器具	緩降機	3台	松本機械工事 オリローD2型 可搬式
9 非常用電源	非常用電源(蓄電池) 常用電源(交流)	1式 1式	

府 庁 西 側 施 設 （ 電 気 設 備 ）

機 器 一 覧 表

設 備 名	機 器 名 称	設 置 場 所	台 数	機 器 仕 様
1. 引込	構内柱	屋外	1	
	マンホール	〃	1	
2. 受変電設備	受電盤	地階電気室	1	
	き電盤	〃	1	
	コンデンサー盤	〃	3	
	変圧器盤 1φ3W	〃	3	
	150KV×2, 100KVA×1	〃		
	変圧器盤	〃	2	
	400KVA×2	〃		
	接地端子盤	〃	1	
3. 直流電源装置	直流電源盤		1	
	蓄電池 300AH54セル		1	
4. 無停電電源装置	CVC F 3KVA	地下電気室	1	
5. 太陽電池設備	太陽電池制御盤		1	
	蓄電池部		1	
	54セル 200Ak 108V			
	太陽電池			
	インバーター			
	データ管理装置			
6. 中央監視装置	③中型盤 (CPU, KB, MS, LCD, プリンター)	1階保安室	1	
	③RS盤 (BA-2A 2B 2C)	1階保安室	3	
	②AMP盤 (防災アンプ)	1階保安室	1	
	①防災型 (自火報, 防排煙)	1階保安室	1	
	④ELV型監視盤 (運転インターホン)	1階保安室	1	
	⑤電気時計, インターホン盤 (時計, 身障者呼出)	1階保安室	1	
	⑥駐車管制盤 (駐車管制停車)	1階保安室	1	
	⑩防犯監視盤	1階保安室	1	
		1階保安室	1	
	L-BA, BB	地階	2	
	L-1A, 1B, 1C	1階	4	
	2A, 2B, 2C	2階	3	
	3A, 3B, 3C	3階	3	
	4F, 4B, 4C	4階	3	
	L-BCL	地階	1	
動力制御盤	M-BA, BB, PC	地階	3	
	1A, 1B, 1D	1階	3	
	2A, 2B, 2C, 2D	2階	4	
	3A, 3B, 3C, 3D	3階	4	
	4A, 4B, 4C, 4D	4階	3	
	RA, RB, RC, RD	R階	4	
非常コンセント		地階	2	
弱電端子盤	BA, BB	地階	2	
	1A, 1B, 1C	1階	3	
	2A, 2B, 2C	2階	3	
	3A, 3B, 3C	3階	3	
	4A, 4B, 4C	4階	3	
	MDF		1	

設 備 名	機 器 名 称	設 置 場 所	台 数	機 器 仕 様
時計設備	親時計（保安室）	1階	1	
	小時計（E V前）	地階	2	
	〃（ 〃 ）	1階	2	
	〃（ 〃 ）	2階	2	
	〃（ 〃 ）	3階	2	
	〃（ 〃 ）	4階	2	
非常放送	スピーカ	地階	1	
	〃	1階	11	
	〃	2階	17	
	〃	3階	19	
	〃	4階	19	
身障者トイレ設備	呼出表		1	
	インターホン親機		1	
	小機（保守用）		29	
	身障者用（インターホン）		3	
	誘導鈴		3	
照明器具	A 4 1		49	4 0 W－2
	A 2 1		1	2 0 W－1
	B 4 2 d		26	4 0 W－2
	B 2 2 d		3	2 0 W－2
	C 4 1		24	4 0 W－1
	C 4 2		8	4 0 W－2
	C 4 2 D		4	4 0 W－2
	C 4 1 D		1	4 0 W－1
	C 2 2		5	2 0 W－2
	D 4 2		5	4 0 W－2
	D 4 2 D		34	4 0 W－2
	D 4 2 S		6	4 0 W－2
	D 4 2 S D		2	4 0 W－2
	D 4 1		176	4 0 W－1
	E 4 2 S		1	4 0 W－2
	E 4 2 S D		1	4 0 W－2
	F 4 2 S		692	4 0 W－2
	G 4 1		23	4 0 W－1
	H 4 2 D P		15	4 0 W－2
	H 4 1 P		66	4 0 W－1
	I 4 0 0 E		4	H F 4 0 0
	I 4 0 0		4	M F 4 0 0
	J 2 1		17	2 0 W－1
	K 2 1		4	2 0 W－1
	L 1 1		10	1 0 W－1
	M 1 1 P		6	1 0 W－1
	N 1 1		12	1 0 W－1
	Q 1 0 2 W P		12	H D 1 0 0 W
	T 2 1 W P		23	2 0 W－1
	U 2 1		11	1 5 W－1
	W 4 1		30	4 0 W－1
	X 1 6 1 W P		2	H F 1 0 0 W
	a 2 7		118	2 7 W F D L
	a 1 8		261	1 8 W F D L
	a 1 3		1	1 3 W F D L
	b 2 7 w p		17	2 7 W F D L

設 備 名	機 器 名 称	設 置 場 所	台 数	機 器 仕 様
照明器具	b 1 8 w p		14	1 8 W F D L
	c 5 0		12	I L 6 0 W
	d 4 0		20	I L 4 0 W
	h 4 0 d 非常照明		282	I L 4 0 W
	W D 4 8		1	4 0 W - 8
	K 1 0		36	I L 1 0 0 W
	K 6		3	I L 6 0 W
	W E 2 8		8	2 0 W - 8
	W F 3 6		1	3 6 W - 3
	T 1 5 0 W P		7	ミニハロ 1 3 0 W
	W A		9	4 0 W - 9
	Z		6	4 0 W - 2
	e 2 5 W P		5	ミニ球 2 5 W
	P 4 0 W P		8	I L 4 0 W
	R 1 0 4 W P		2	H F 1 0 0 W - 4
	i 6		2	ミニ球 6 0 W
	j 4		3	ミニ球 4 0 W
				I L 2 5 W - 2 6 ミニクリプトン球
	特 - 1		1	4 0 W - 1 3
	特 - 2		6	4 0 W - 1 2
	W B 2 8		7	2 0 W - 8
	W C 9 2		6	9 6 W - 2

府 庁 西 側 施 設 （ 衛 生 設 備 ）

機 器 一 覧 表

機 器 名 称	設置場所	台 数	機 器 仕 様
上水用揚水ポンプ	地階	2	片吸込渦巻ポンプ 50φ×270L/min×40mAq 3-200V-5.5kw×2
中水用揚水ポンプ	地階	2	片吸込渦巻ポンプ 80φ×500L/min×50mAq 3-200V-11.0kw×2
加圧給水ポンプ	地階	1	インバーター制御ユニット型 40φ×300L/min×15mAq 自動交互非常用同時運転 ダイアフラムタンク, 制御盤他
受水槽	地階	1	FRP製複合板パネルタンク 二槽式 有効容量: 20m ³ (2m+2m)×3.5m×2mH 中仕切板3.5m×2mH
高置水槽	屋上	1	FRP製複合板パネルタンク 二槽式 有効容量: 8m ³ (1.5m+1.5m)×3m×1.5mH 中仕切板3m×1.5mH
副受水槽 (中水用)	地階	1	FRP製複合板パネルタンク 有効容量: 0.8m ³ 1m×1m×1mH
高置水槽 (中水用)	屋上	1	FRP製複合板パネルタンク 二槽式 有効容量: 15m ³ (2m+2m)×3.5m×1.5mH 中仕切板3.5m×1.5mH
給湯用循環ポンプ	屋上	1	ステンレス製ラインポンプ 屋外設置型 25φ×10L/min×10mAq 3-200V-0.25kw×1
集熱ポンプ	屋上	1	ステンレス製ラインポンプ 屋外設置型 32φ×100L/min×10mAq 3-200V-0.4kw×1
移送ポンプ	屋上	1	ステンレス製ラインポンプ 屋外設置型 32φ×100L/min×10mAq 3-200V-0.4kw×1
電気湯沸器 (給茶用)	各階 湯沸場	12	壁掛式 貯湯式湯沸器 貯湯量45ℓ 1-200V-4kw ウイクリータイマー、沸騰機能付
太陽集熱板	屋上	6	2m×1m 集熱面積: 20m ² ウイクリータイマー, サーモ付, 制御盤他
蓄熱槽	屋上	1	SUS製パネルタンク ブースターラインポンプ 40φ×100L/min×5mAq 有効容量: 1,400ℓ 1m×2m×1mH 1-100V-0.25kw
貯湯タンク	屋上	1	耐熱FRP製パネル 1m×2m×1mH 有効容量: 1,400ℓ 電気ヒーター5Kw×4, ウイクリータイマー他 3-200V-5kw×4
排水ポンプ	湧水 ピット内	8	3-200V-1.5kw×1 雑排水用水中ポンプ 50φ×140L/min×15mAq
屋内消火ポンプユニット	地階	1	50φ×140L/min×80mAq 3-200V-7.5kw×1 呼水槽・制御盤他
泡消火ポンプユニット	地階	1	100φ×840L/min×70.5mAq 3-200V-22kw×1 呼水槽・圧力タンク・制御盤他
泡消火用タンク	地階	1	400L (ライトウォーター3%) プロポーションナー他
井水用揚水ポンプ	屋外	1	深井戸用水中ポンプ 80φ×500L/min×60mAq 3-200V-11.0kw×1
雨水移送ポンプ	屋外	4	雑排水用水中ポンプ 40φ×150L/min×7mAq 3-200V-0.4kw×4
ろ過器 (砂ろ過式)	地階	1	全自動型 処理能力: 8m ³ /H ろ過塔材質SUS型 制御盤他 渦巻式ろ過ポンプ 40φ×125L/min×20mAq 3-200V-2.2kw
薬注装置	地階	2	塩素及び凝集剤注入用薬液タンクNC製 200L ろ過ポンプと連動 ダイアフラムポンプ 1-200V-0.1kw 制御盤他
コンプレッサー	1階 車庫	1	パッケージ型圧力開閉器式 最高圧力 14kgf/cm ² 3-200V-11kw
洗浄器	1階 車庫	2	コイン洗車機 3-200V- (2.2+0.75+0.1)kw ポンプ 14L/min×45kg/cm ² 2.5L/min×8kg/cm ²
消防用高架水槽	屋上	1	SUS製タンク 有効容量 500L 800×800×900H SUS架台1, 100H
加圧給水ポンプ (4階用市水分)	屋上	1	インバーター制御ユニット型 40φ×170L/min×30mAq 3-200V-1.5kw×2 自動交互運転

府 庁 西 側 施 設 （ 空 調 設 備 ）

機 器 一 覧 表

設 備 名	機 器 名 称	設 置 場 所	台 数	機 器 仕 様
1. 空気熱源ヒートポンプ ビルマルチエアコン	201-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	1Fエントランスホール(1)天井内	2	2.0Hp 中性能フィルター付
	-B 室内機	1Fエントランスホール(1)天井内	2	2.5Hp 中性能フィルター付
	-C 室内機	1F湯沸室(1)	1	1.6Hp
	202-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	1F市町村会会議室天井内	2	2.5Hp 中性能フィルター付
	-B 室内機	1F市町村会事務室天井内	2	2.5Hp
	203-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	1F市町村会事務室天井内	4	2.5Hp
	204-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	5Hp
	-A 室内機	1F住宅融資・管理公社天井内	2	2.5Hp
	205-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	1F住宅融資・管理公社天井内	2	2.5Hp
	-B 室内機	1F住宅融資・管理公社天井内	1	3.2Hp
	206-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	1Fエントランスホール(2)天井内	2	3.2Hp
	-B 室内機	1Fエントランスホール(2)天井内	2	1.6Hp
	207-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	1F土地開発公社①天井内	1	3.2Hp
	-B 室内機	1F土地開発公社①天井内	2	2.5Hp
	208-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	5Hp
	-A 室内機	1F土地開発公社①天井内	1	2.5Hp
	209-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	1F土地開発公社②天井内	2	3.2Hp
	-B 室内機	1F土地開発公社②天井内	2	2.5Hp
	210-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	8Hp
	-A 室内機	2F町村議長会事務室天井内	3	2.0Hp
	-B 室内機	2F町村議長会役員室天井内	2	2.0Hp 中性能フィルター付
	211-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	8Hp
	-A 室内機	2F共済組合事務室天井内	4	2.0Hp
	213-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	2F共済組合書庫天井内	1	2.0Hp
	-B 室内機	2F共済組合事務室天井内	1	2.0Hp
	-C 室内機	2F共済組合会議室天井内	1	2.0Hp 中性能フィルター付
	-D 室内機	2F共済組合役員室天井内	1	2.0Hp 中性能フィルター付
	214-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	8Hp
	-A 室内機	2F農業会議事務室天井内	4	2.0Hp
	215-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	8Hp
	-A 室内機	2F農業会議事務室天井内	2	2.0Hp
	-B 室内機	2F住宅供給公社事務室天井内	2	2.0Hp
	216-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	8Hp
	-A 室内機	2F住宅供給公社事務室天井内	4	2.0Hp
	217-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	8Hp
	-A 室内機	2F住宅供給公社事務室天井内	4	2.0Hp
	218-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	5Hp
	-A 室内機	2F会議室201天井内	2	2.5Hp
	219-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	10Hp
	-A 室内機	2F会議室202天井内	2	2.5Hp
	-B 室内機	2F会議室203天井内	2	2.5Hp
	220-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	5Hp
	-A 室内機	2Fエレベーターホール(1)天井内	1	1.6Hp
	-B 室内機	2F湯沸室(1)天井内	1	1.6Hp
	221-PAC 室外機	屋上室外機置場	1	5Hp
	-A 室内機	2Fエレベーターホール(2)天井内	1	1.6Hp
	-B 室内機	2F湯沸室(2)天井内	1	1.6Hp

設 備 名	機 器 名 称	設 置 場 所	台 数	機 器 仕 様
1. 空気熱源ヒートポンプ ビルマルチエアコン	2 2 2－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	3 F 市長会役員室天井内	3	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	2 2 3－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	3 F 市長会・市議会天井内	4	2. 0 Hp
	2 2 4－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	3 F 厚生会事務室天井内	5	2. 0 Hp
	2 2 5－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	5 Hp
	－A 室内機	3 F 厚生会役員室天井内	2	2. 0 Hp
	－B 室内機	3 F 厚生会更衣室天井内	1	1. 6 Hp
	2 2 6－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	3 F 会議室 3 0 1 天井内	4	2. 0 Hp
	2 2 7－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	3 F 文化財保護基金天井内	2	2. 0 Hp
	－B 室内機	3 F 日本体育学校健康センター天井内	2	2. 0 Hp
	2 2 8－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	3 F 日本育英会天井内	1	2. 0 Hp
	－B 室内機	3 F P T A 協議会天井内	1	2. 0 Hp
	－C 室内機	3 F ロッカー室天井内	1	2. 0 Hp
	－D 室内機	3 F 消防協会天井内	1	2. 0 Hp
	2 2 9－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	3 F 消防協会天井内	2	2. 0 Hp
	－B 室内機	3 F 造林公社天井内	2	2. 0 Hp
	2 3 0－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	5 Hp
	－A 室内機	3 F 造林公社天井内	1	4. 0 Hp
	2 3 1－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	1 0 Hp
	－A 室内機	3 F 土地改良事業団連合会天井内	4	2. 5 Hp
	2 3 2－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	1 0 Hp
	－A 室内機	3 F 土地改良事業団連合会天井内	4	2. 5 Hp
	2 3 3－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	3 F 道路公社天井内	2	2. 0 Hp
	－B 室内機	3 F 道路公社天井内	2	1. 6 Hp
	2 3 4－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	5 Hp
	－A 室内機	3 F エレベーターホール(1)天井内	1	1. 6 Hp
	－B 室内機	3 F 湯沸室(1)天井内	1	1. 6 Hp
	2 3 5－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	5 Hp
	－A 室内機	3 F エレベーターホール(2)天井内	1	1. 6 Hp
	－B 室内機	3 F 湯沸室(2)天井内	1	1. 6 Hp
	2 3 6－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	1 0 Hp
	－A 室内機	4 F 和室天井内	1	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	－B 室内機	4 F 情報資料室天井内	1	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	－C 室内機	4 F ロビー天井内	2	2. 0 Hp
	2 3 7－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	4 F ホール A 天井内	2	3. 2 Hp 中性能フィルター付
	2 3 8－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	4 F ホール B 天井内	2	3. 2 Hp 中性能フィルター付
	2 3 9－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	4 F 会議室 4 0 1 天井内	2	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	－B 室内機	4 F 会議室 4 0 2 天井内	2	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	2 4 0－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	4 F 会議室 4 0 3 天井内	2	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	－B 室内機	4 F 会議室 4 0 4 天井内	2	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	2 4 1－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	4 F 会議室 4 0 4 天井内	2	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	－B 室内機	4 F 会議室 4 0 5 天井内	2	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	2 4 2－P A C 室外機	屋上室外機置場	1	8 Hp
	－A 室内機	4 F 会議室 4 0 5 天井内	2	2. 0 Hp 中性能フィルター付
	－B 室内機	4 F 会議室 4 0 6 天井内	2	2. 0 Hp 中性能フィルター付

設 備 名	機 器 名 称	設 置 場 所	台 数	機 器 仕 様
１．空気熱源ヒートポンプ ビルマルチエアコン	２４３－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	１	８Hp
	－Ａ 室内機	４Ｆ会議室４０６天井内	２	２．０Hp 中性能フィルター付
	－Ｂ 室内機	４Ｆ会議室４０６天井内	２	１．６Hp 中性能フィルター付
	２４４－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	１	１０Hp
	－Ａ 室内機	４Ｆ大会議室天井内	２	２．５Hp 中性能フィルター付
	－Ｂ 室内機	４Ｆ大会議室天井内	２	３．２Hp 中性能フィルター付
	２４５－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	３	１０Hp
	－Ａ 室内機	４Ｆ大会議室天井内	４	３．２Hp 中性能フィルター付
	－Ｂ 室内機	４Ｆ大会議室天井内	２	４．０Hp 中性能フィルター付
	２４６－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	１	５Hp
	－Ａ 室内機	４Ｆエレベーターホール(1)天井内	１	１．６Hp
	－Ｂ 室内機	４Ｆ湯沸室(1)天井内	１	１．６Hp
	２４７－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	１	５Hp
	－Ａ 室内機	４Ｆエレベーターホール(2)天井内	１	１．６Hp
	－Ｂ 室内機	４Ｆ湯沸室(2)天井内	１	１．６Hp
	２４８－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	１	８Hp
	－Ａ 室内機	４ＦホールＣ天井内	２	３．２Hp 中性能フィルター付
	２４９－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	１	５Hp
	－Ａ 室内機	４Ｆ役員会会議室天井内	２	２．５Hp 中性能フィルター付
	集中制御盤	１Ｆ保安室	１	エアコン電力量計量
２．空調熱源ヒートポンプ パッケージ	２５０－ＰＡＣ 室外機	大型バス駐車場	１	１．０Hp ソーラーエアコン
	室内機	１Ｆ清掃員控室	１	壁掛け型
	２５１－ＰＡＣ 室外機	大型バス駐車場	２	１．０Hp ソーラーエアコン
	室内機	１Ｆ運転手控室	２	壁掛け型
	２５２－ＰＡＣ 室外機	１Ｆ西面屋外	１	２．５Hp
	室内機	１Ｆ運転手控室	１	カセット型
	２５３－ＰＡＣ 室外機	１Ｆ西面屋外	１	１．６Hp
	室内機	１Ｆ保安室	１	カセット型
	２５４－ＰＡＣ 室外機	１Ｆ西面屋外	１	２．０Hp
	室内機	１Ｆ湯沸室(2)天井内	１	インベイ型
	２１２－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	１	２．５Hp
	室内機	２Ｆ共済組合ＯＡ室天井内	１	インベイ型
３．冷房専用 パッケージ	２５５－ＰＡＣ 室外機	屋上室外機置場	２	５．０Hp 高揚程改造型
	室内機	Ｂ１Ｆ電気室	２	床置型
４．排気ファン	３０１ＦＳＥ	Ｂ１Ｆ機械室(2)	１	エンジン付
５．自動制御	制御盤	各階機械室	12	
６．全熱交換器	２６１－ＥＶ	１Ｆ機械室(1)	１	中性能フィルター・プレフィルター付き
	２６２－ＥＶ	１Ｆ機械室(2)	１	中性能フィルター・プレフィルター付き
	２６３－ＥＶ	２Ｆ機械室(3)	１	中性能フィルター・プレフィルター付き
	２６４－ＥＶ	２Ｆ機械室(1)	１	中性能フィルター・プレフィルター付き
	２６５－ＥＶ	２Ｆ機械室(2)	１	中性能フィルター・プレフィルター付き
	２６６－ＥＶ	２Ｆ機械室(3)	１	中性能フィルター・プレフィルター付き
	２６７－ＥＶ	３Ｆ機械室(3)	１	中性能フィルター・プレフィルター付き
	２６８－ＥＶ	３Ｆ機械室(1)	１	中性能フィルター・プレフィルター付き

設 備 名	機 器 名 称	設 置 場 所	台 数	機 器 仕 様
6. 全熱交換器	2 6 9－E V	3 F機械室(2)	1	中性能フィルター・プレフィルター付き
	2 7 0－E V	3 F機械室(3)	1	中性能フィルター・プレフィルター付き
	2 7 1－E V	4 F機械室(3)	1	中性能フィルター・プレフィルター付き
	2 7 3－E V	4 F機械室(2)	1	中性能フィルター・プレフィルター付き
	2 7 4－E V	4 F機械室(3)	1	中性能フィルター・プレフィルター付き
7. 給排気ファン	3 1 1 F E X B 1 F機械室	B 1 F機械室(3)	1	斜流型 排気
	3 1 1 F O A B 1 F機械室	B 1 F機械室(3)	1	床置シロッコ型 給気
	3 1 2 F E X B 1 F M D F室	B 1 F機械室(3)	1	斜流型 排気
	3 1 2 F O A B 1 F M D F室	B 1 F電気室	1	斜流型 給気
	3 1 3 F E X B 1 F電気室	B 1 F機械室(3)	1	斜流型 排気
	3 1 3 F O A B 1 F機械室	B 1 F機械室(3)	1	床置シロッコ型 給気
	3 1 4 F E X B 1 F駐車場	B 1 F機械室(3)	1	床置シロッコ型 排気 ボールチェンジ
	3 1 5 F E X B 1 F駐車場	B 1 F機械室(1)	1	床置シロッコ型 給気 ボールチェンジ
	3 1 6 F E X	1 F－4 F W W C (1)	4	消音キャビネット型 排気
	3 1 7 F E X	1 F－4 F W W C (1)	4	消音キャビネット型 排気
	3 1 8 F E X	1 F－4 F湯沸室(1)	4	消音キャビネット型 排気
	3 1 9 F E X	1 F－4 F W W C (2)	4	消音キャビネット型 排気
	3 2 0 F E X	1 F W W C (2)	1	消音キャビネット型 排気
	3 2 1 F E X	1 F－4 F湯沸室(2)	4	消音キャビネット型 排気
	3 2 2 F E X	1 F中型バス駐車場	1	消音キャビネット型 排気 強弱
	3 2 3 F E X	1 F大型バス駐車場	1	消音キャビネット型 排気 ボールチェンジ
	3 2 4 F E X	2 F－4 F W W C (2)	3	消音キャビネット型 排気
	3 2 5 F E X	1 F運転手控室	1	天井扇
	3 2 5－2 F E X	1 F清掃員控室W C	1	天井扇
	3 2 6 F E X	1 F保安室・運転手控室	3	天井埋込全熱交換器
	3 2 6－2 F E X	1 F清掃員控室	1	天井埋込全熱交換器
	3 2 7 F E X	R Fエレベーター機械室	2	有圧扇
	3 2 9 F E X	B 1 F倉庫	3	キャビネット型 排気
	3 3 0 F E X	1 F－4 F H W C (1)	3	消音キャビネット型 排気
8. デリバントファン	D F－1	B 1 F駐車場南系統	1	
	D F－2	B 1 F駐車場北系統	1	
9. エアフューズファン	A F－1	1 F中型バス駐車場	2	

注意) 機器一覧表については、建設当時のものであり設置場所等は現状と異なる場合があります。(フィルター数については仕様書参照のこと)

府 庁 西 側 施 設 （ 昇 降 設 備 ）
設 備 設 置 等 一 覧 表

種 目	数 量	摘 要	備 考
乗用エレベーター (1・4号機車椅子用)	4 台		
1・2号機	2 台	1, 0 0 0 kg (定員 2 4 名) 9 0 m/min 2 台群乗合全自動運転方式 停止階床 5 か所 (B、1～4階)	地震時管制運転 火災管制運転 停電時管制運転
3・4号機	2 台	1, 0 0 0 kg (定員 1 5 名) 9 0 m/min 乗合全自動運転方式 停止階床 5 か所 (B、1～4階)	地震時管制運転 火災管制運転 停電時管制運転
監視盤	1 式	監視架共 1～4号機	エレベーター運転表示 地震、火災管制 2 台切放スイッチ パーキングスイッチ 故障時自動通報装置